

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第19条）

第3章 新見市男女共同参画審議会（第20条―第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

新見市は、これまで山陽と山陰を結ぶ交通の要衝として、また中国山地の恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた岡山県西北部の中核都市として発展してきた。古くは、平安末期から戦国末期まで京都東寺の荘園として栄え、それぞれの時代を開拓したすばらしい先駆者たちの歴史が今も語り伝えられている。他方では、古い慣習等が未だ残されている地域でもある。

日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれているが、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行等は依然根強く、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。また、少子・高齢化や国際化、情報技術等の急速な進展など、社会経済状況への的確な対応も求められている。

こうした中、国においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定し、男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置づけ、男女の実質的平等を達成するための様々な取り組みが進められているところである。

本市で行った意識調査や審議会などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて様々な問題が提起され、幅広い市民の多様な意見を集約したところである。

この意見を踏まえ、私たち新見市民は、男女の対等なパートナーシップによる真に心豊かで活力ある21世紀都市・新見の創造を目指し、市、市民及び事業者が一体となって取り組むべきことを決意し、ここに、新見市男女共同参画まちづくり条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条

この条例は、男女共同参画によるまちづくりの推進に関し、基本理念及びその努力目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって、乳幼児から高齢者に至る男女の個性及び尊厳が守られ、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

(2) 市民

市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。

(3) 事業者

市内において事業を行うすべてのものをいう。

(4) 積極的改善措置

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) ジェンダー

生物学的又は生理学的な性差とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性差をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント

市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス

夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条

市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。
- (3) 男女がお互いの理解の下で、性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康が配慮されること。
- (4) 男女が相互の協力の下に、それぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 男女がそれぞれ政策、方針の立案及び決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。
- (6) 男女平等の推進が、国際社会での取り組みを十分理解して行われること。

(努力目標)

第4条

市、市民及び事業者は、男女共同参画によるまちづくりに当たり、次の各号に掲げる事項を努力目標とし、この達成に努めるものとする。

- (1) 家庭における努力目標
 - ア 家族一人一人がジェンダーにとらわれることなく、個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭づくり
 - イ 家族一人一人が固定的な性別役割分担の意識を超えて、家事、育児、介護等を担いあう家庭づくり
 - ウ 家事、育児、介護等、従来女性が担ってきた無償労働に対し、必要に応じて経済的評価を与える家庭づくり
- (2) 学校における努力目標
 - ア 児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性や人権を大切にし、男女平等を促進する学校づくり
 - イ ジェンダーにとらわれることなく、係、当番等の役割分担が行われ、進学、就職等において、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校づくり
- (3) 地域における努力目標

- ア 男女の人権が尊重され、差別なく平等に地域活動に参加し、企画や実践にかかわる地域づくり
- イ 男女平等が阻害される慣習又はしきたりをなくし、ジェンダーにとられることなく、それぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定される地域づくり
- ウ 女性が積極的に社会参画し、リーダーシップが発揮できる地域づくり

(4) 職場における努力目標

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進又は再雇用等について性別を理由とする差別がない職場づくり
- イ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動又はボランティア活動に参加しやすい職場づくり
- ウ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場づくり
- エ 妊娠、出産又は更年期等女性のライフステージに応じた適切な健康管理が行われる職場づくり
- オ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける環境が保障される職場づくり
- カ 農林漁業、商業等の自営業において、女性の労働が正当に評価される職場づくり

(性別による権利侵害の禁止)

第5条

すべての市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為
- (3) 乳幼児から高齢者にいたる男女に対する、ドメスティック・バイオレンス又は虐待行為
- (4) 新聞、雑誌、ポスター等により、情報を表示するすべての場合における、固定的な性別役割分担、女性に対する暴力及び性的羞恥心等を助長し、又は連想させる表現

(市の責務)

第6条

市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の進めるすべての施策に男女共同参画の視点を導入するとともに、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条

市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、自ら積極的に参画し、男女共同参画まちづくりの推進に努めるとともに市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティック・バイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条

事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画まちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画まちづくりの推進のため、その事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第9条

市長は、男女共同参画まちづくりの推進のための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定又は変更に当たっては、第20条に規定する新見市男女共同参画審議会の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう、適切な措置をとるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(実施状況の公表)

第10条

市長は、毎年、施策の実施状況を議会に報告するものとする。

- 2 市長は、施策の実施状況を当該審議会に報告するものとする。
- 3 市長は、毎年、施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

（市における積極的改善措置）

第 1 1 条

市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（市の附属機関における積極的改善措置）

第 1 2 条

市は、男女共同参画まちづくりの推進のため、市の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（広報啓発活動）

第 1 3 条

市は、男女共同参画まちづくりについて、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

（情報収集）

第 1 4 条

市は、男女共同参画に関する情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者公表し、又は提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報保護の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

（市民又は事業者への支援）

第 1 5 条

市は、市民又は事業者が実施する男女共同参画まちづくりを推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育の推進）

第 1 6 条

学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程におい

て、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市は、次代を担う子供たちの教育に関し、家庭及び地域から、男女がともに積極的に参画するよう啓発に努めるものとする。

（国、県、他の自治体との連携）

第17条

市は、男女共同参画まちづくりに関する施策の実施に当たり、国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的な連携に努めるものとする。

（相談の対応等）

第18条

市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第19条

市は、事業者及び市民の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

第3章 新見市男女共同参画審議会

（設置等）

第20条

男女共同参画の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、新見市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

（1）基本計画の策定及び変更に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第21条

審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体から推薦された者
 - (4) 事業者から推薦された者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条

審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(専門部会)

第23条

審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 審議会の最初の会議は、第22条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新見市男女共同参画まちづくり条例（平成13年新見市条例第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。